

「動物は物ではなく、感覚ある命の存在」であると

民法改正を求める請願書

衆議院議長殿 参議院議長殿

請願事項 1：日本も海外同様、法の現代化を実現とし「動物は物ではなく、感覚のある命の存在」とし、そして全ての動物の法的地位が平等に定義されるよう民法の改正を請願します。

他国の規定：近年海外では動物の法的地位を認め「物」と差別化しています。ドイツ法では「動物は物ではない。動物は特別な法律によって保護される。その他規定が存在しない限り動物には物に適用される規定が準用される」としています。またフランス法ではフランス民法典 515-14 条「動物は感覚のある生きた存在である。動物を保護する法律の留保の元動物は財産の規定に服する」とし、EU では「感受性のある生命存在」と定義されています。この「感覚ある存在」は感受性や喜怒哀楽がある上に「感じる心」があるという事です

日本の現状：日本では動物愛護管理法で「動物は命あるもの」で、動愛法では大切にしていなければならないと書いてあるものの、日本民法では「本法において物とは有体物を言う」(民法 85 条)と規定し、さらに、物は、動産と不動産に大別され、土地およびその定着物は不動産、その他の物は全て動産とされています。(民法 86 条 1 項、2 項)。動物は有体物、すなわち物であり、動産とされたままの状態です

請願理由：今や、ペットは愛情関係で結ばれた家族の存在です。不慮の事故(交通事故、咬傷事故、医療ミス等々)でペットを亡くした家族の心の負担は大きく「物」扱いでは精神的障害負担が解消出来ない場合が多くあります。「動物は物ではなく、感覚ある命の存在」と定義する事で今後その様な問題も解決に繋げていけるのではないのでしょうか？ 動物遺棄、飼育放棄、虐待、高齢者と動物問題等のスムーズな動物保護にも繋げたいです。人間以外への生物に対する差別は「種差別」で、この世に生まれその生涯をその生き物が幸せに生きる事は人間だけではなく全ての生き物が持つ権利です。人間の生活は動物達の犠牲の上に成り立っています。畜産動物や実験動物、服飾使用で犠牲になる動物達の「動物の権利」(Animal rights)も同時に見直すべき時代が来ています。「動物は感覚ある命の存在」である事は動物の為だけの改正ではなく人間の為にも必要性が大きいと考えます

氏名	住所(省略せず「同上」や「〃」などは使用しないで記入ください)

※この個人情報は国会請願以外には用いません

【団体名：一般社団法人 ANRI】

※自筆の原本を郵送にてお送りください。(コピー・FAXは無効になります)

※日本国籍を持つ方および国内在住外国人の方も署名する事が出来ます。

※未成年者でも署名は可能です 送り先：大阪府中央区北久宝寺町 2 丁目 6-1 8F 一般社団法人 ANRI 宛